

再商品化等基準に関する必要な検討事項について

平成20年5月

1. 現行基準設定当時における再商品化等基準の考え方

現行基準設定当時の基準の在り方に関しては、当時の生活環境審議会廃棄物処理部会特定家庭用機器処理基準等専門委員会の報告書では、

法目的である廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用にかなうものであることが必要。あわせて、再商品化等の実施が有害物質の適正処理に資するものであることが必要。

再商品化等の基準の設定、廃棄物処理基準の強化が、製造業者等のリサイクルし易い製品設計・製造の促進、廃棄物となった場合に有害物質となるものの使用低減、実際に行われるリサイクルの水準の向上とその費用の低減に効果があるものであるべきである。特に最終処分の対象となる廃棄物を減少させ、埋立処分を回避させるものであることが必要。

施行当初においては、実現可能な妥当な水準をもって再商品化等の基準及び廃棄物処理基準とすることが適当。しかしながら、新法の本格施行後におけるリサイクルの水準の向上、リサイクルしやすい製品の設計及び製造の促進を図る観点から、将来における再商品化等・処理基準を示し、新法の本格施行後のリサイクルの進展状況、処理施設の整備状況等を踏まえつつ、新法施行当初の水準から段階的に引き上げていくことが適当。

以上の基本的な方向を踏まえ、

再商品化等基準として、鉄、アルミ、銅及びこれらの化合物を原材料とする部品又は素材、テレビジョン受信機のガラス類及びプリント基板中の金属類を盛り込む。また、プラスチック類については法目的である廃棄物の減量を確保するために早急に適切な対策を講じる必要があり、施行後10年頃にはプラスチックのリサイクルに必要な条件が揃うことを前提にプラスチック類を対象とすることが適当。

再商品化等と一体的に行われるべき事項として、エアコン、冷蔵庫の冷媒に使用されているフロン類の回収及び処理を対象とし、冷蔵庫の断熱材に使用されているフロン類を早急に義務づけるべき。

と整理された。

また、同報告書では、市町村、廃棄物処理業者等の処理についても、「特定家庭用機器廃棄物は、廃棄物の減量・再生資源の利用の観点から特に法的措置をもってリサイクルを進めるべきと判断されたものであり、市町村、廃棄物処理業者等の製造業者等以外の者が特定家庭用機器廃棄物の処理を行う場合についても、製造業者等が義務付けられる再商品化等と同程度の水準に廃棄物処理法の廃棄物処理基準を強化することが適当」と整理されたところ。

2．再商品化等基準の検討における社会的効果・費用に関する論点について

本年4月16日及び、5月13日に開催された中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会において、再商品化等基準の新設・引き上げについて、現状のリサイクル技術を踏まえ、どの程度の再商品化が可能かという観点から、技術的専門的な議論が行われてきたところ。

一方、家電リサイクル法の再商品化等基準は、廃棄物の減量・再生資源の利用の観点から特に法的措置をもってリサイクルを進めるべきとの判断に基づき、関係者に義務付けを行う規制である。

したがって、再商品化等基準の新設・引き上げについては、以下の論点に示されるような、当該基準の新設・引き上げにより発生すると見込まれる社会的効果や社会コストの増加可能性も踏まえて、検討を行うべきと考えられる。

なお、本検討に当たっては、本年2月に取りまとめられた産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の報告書では、「リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリ

サイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきである」と整理されており、これを踏まえた議論が必要と考えられる。

見込まれる社会的効果に関する論点

- ・再商品化等基準の新設・引き上げにより、製造業者等の再商品化を更に促進する効果があるとの指摘が考えられる。一方、現状においても、製造業者等は高い再商品化率を達成しているため、現時点で仮に再商品化等基準を引き上げたとしても、再商品化率を上昇させる効果は薄いとの指摘も考えられる。この双方の指摘をどのように整理するか議論すべきではないか。
- ・今後の再生金属、廃プラスチックの資源価格等の動向次第では、メーカーが現在達成している再商品化率が、将来、確保されない恐れがあるとの指摘が考えられる。再商品化等基準の新設・引き上げによって、製造業者等の再商品化率が将来に渡って「最低この率より下がることはない」ことが確保できる効果があると考えられるのではないか。
- ・最終処分場の逼迫は、現在も重要な社会問題である。再商品化等基準引き上げによる廃棄物の減量効果（埋立を行う最終処分量の減少効果）について検討を行うべきではないか。
- ・再商品化等基準の新設・引き上げにより、製造業者等がリサイクルし易い設計・製造（環境配慮設計）を行うことが促進される効果について検討を行うべきではないか。
- ・現行の家電リサイクル法では、現行の再商品化等基準はプラスチックの再商品化を基準の算定根拠としていない。一方で、容器包装リサイクル法においては、プラスチックの再商品化が義務付けられていることを踏まえ、家電リサイクル法の再商品化等基準の算定根拠にプラスチックリサイクルを加えることについては、他のプラスチックリサイクルとの整合性の観点からの検討も必要ではないか。
- ・製造業者等に対する再商品化等基準の新設・引き上げを検討する場合には、市町村、廃棄物処理業者等の製造業者等以外の者が特定家庭用機器廃棄物を

処理する場合も含め、現行処理基準の検討の際の「再商品化等と同程度の水準に廃棄物処理法の廃棄物処理基準を強化することが適当」との考え方を踏まえ、廃棄物処理法に基づく処理基準についても検討が必要ではないか。

懸念される社会コストの増加要因に関する論点

- ・ 現在、製造業者等は、資源価格の高騰等の外的な変動及びリサイクル技術向上により、現行の再商品化等基準を大幅に超えた再商品化率を達成しているため、仮に再商品化等基準をある程度引き上げた場合でも、現時点においては社会コスト増加の可能性は少ないと考えられるのではないか。
- ・ 一方、再商品化等基準を引き上げた場合、現時点におけるコスト増加の必要がなくとも、将来的に資源価格が下落した際には、製造業者等が高い再商品化率を維持するために、リサイクルコスト増加の可能性があると考えられるのではないか。仮に、将来的にリサイクルコストが増加した場合、家電リサイクル法の理念（関係者の役割分担）に基づけば、このコスト増加分はその時点で排出者が負担する再商品化等料金に反映すること（料金の値上げ）が考えられることから、消費者理解促進のために製造業者等に対し再商品化等料金の低減化を求めている本年2月に取りまとめられた審議会報告書の考え方との整合性に留意して検討すべきではないか。
- ・ 仮に、将来のある時点において、過剰な社会コスト増加が予見された場合は、その時点で再商品化等基準の引き下げ等により、過剰なコスト増加を回避する可能性も含めて検討を進めることが必要と考えられるのではないか。